

(結果公表様式)

東御市都市計画マスタープラン中間見直し（案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件 名	東御市都市計画マスタープラン中間見直し（案）について
意見の募集期間	28 年 12 月 27 日（火）～29 年 1 月 16 日（月）
意見の受付方法	電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市ホームページ、市報とうみお知らせ版、市役所本館、市役所別館、北御牧庁舎、総合福祉センター、中央公民館、各地区公民館
結果の公表場所	市ホームページ
提 出 状 況	(1) 提出者数 3 人 (2) 提出意見数 6 件
実 施 機 関	東御市都市整備部建設課都市計画係 電話：0268-64-5914 ファックス：0268-64-5881 電子メール：kensetsu@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの。		
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）。		
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの。	1	1
D	ご意見を反映できないもの。 ・法令等で規定されており、市として実施できないもの。 ・実施主体が市以外のもの。 ・市の方針に合わないもの。など		
E	その他のご意見（質問、感想等）。	2	5
計		3	6

3 ご意見の内容と市の考え方について

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	反映区分
1	都市計画マスタープランの「まちづくりの目標」では 4 目標が提起されているが、6 課題が 4 目標に集約される設定基準が明確ではない。	今回は都市計画マスタープラン策定当初の中間見直しを行っております。4 目標についても、第 2 次東御市総合計画を参考にする中で策定当初と同じ 4 項目	E

	各種「宣言」も自治体運営の総合的な規範とはなりえない。まちづくりの憲法すなわち自治体のまちづくりの方向性を示す条例をもって定める必要がある。	とさせていただきます。 いただいたご意見につきましては修正を検討させていただきます。 今後の市政運営への貴重なご意見として参考とさせていただきます。	
2	「地域区分の考え方」は、東御市の発展の経緯等から 6 つに区分されているが、「東御市の発展の経緯」を考慮すると、「生活や交流の足場となる主要な地点」が「地域別構想」「地域区分の設定」とされることが補完性の原則から望まれる。	この都市計画マスタープランでは、発展経緯や自然的、社会的、文化的要因などを踏まえつつ、地域の特性を生かしたまちづくりが行え、既存のコミュニティのまとまりを形成している旧町村の区域を基本として、6 つに区分しております。 いただいた貴重なご意見は今後の参考にさせていただきます。	C
3	「第 4 章現実化の方策」「4 市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制」に関して「第 2 次東御市総合計画」との整合性が求められており、「市役所内部における体制を整えるとともに、各関係部署相互の連携を強化し」なければならない。 各種まちづくり推進事業団体のなかから当該まちづくり団体に「負担金、補助金及び交付金」等が執行されるのか明確にするために、「推進事業費」「推進交付金」等の規則・規定・要綱の制定が必須、支出根拠が求められる。	今後の市政運営への貴重なご意見として参考とさせていただきます。	E
4	現在「第 4 章現実化の方策」「1 実現化方策の基本的な考え方」「市民と企業と行政の協働によるまちづくり推進体制」の起原は「市民協働のま	今後の市政運営への貴重なご意見として参考とさせていただきます。	E

	ちづくり指針」(平成19年12月策定)である。市民協働のまちづくりを中間年次仕様に改めることが肝心でしょう。 市民協働のまちづくりを進めるにあたり、本市における「自治の基本理念及び基本原則」を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の役割並びに市政の基本事項を定め、自治を推進することにより、活力ある自立した地域社会を実現することを目的として宣言する必要がある。	今後の市政運営への貴重なご意見として参考とさせていただきます。	
5	(意見の提出期間)「第7条実施機関は、案等を公表した日から30日間の意見の提出期間を確保することを基本とし、公表の際に提出期限を明示するものとする」における許容規定に頼ることになってしまう。 (公表方法)「第6条案等の公表は」「市民等が容易に入手できるようにする」「(1)実施機関が指定する場所での閲覧及び配布」と規定にかかわらず「配布」されない。 (案の公表等)「第5条実施機関は」「あわせて次に掲げる資料を公表する」「(1)計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景)」以下、(2)実施機関の考え方及び論点、(3)関連資料の公表もされていない。	(意見の提出期間)につきましては、今後は30日間を確保できるよう努めてまいります。 (公表方法)につきましては、今後は、より積極的な周知に努めてまいります。 (案の公表等)につきましては、今後は、より市民等にとってわかりやすい関係資料及び関連情報の提供に努めてまいります。	E
6	食事の訂正 1→2	いただいたご意見は、東御市都市計画マスタープランの内容とは合致しないものと考えます。	E